

議案第78号

鹿児島県工業用水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定の件

鹿児島県工業用水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年6月提出

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県工業用水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

鹿児島県工業用水道事業の設置等に関する条例（昭和45年鹿児島県条例第9号）の一部を次のように改正する。

第6条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和8年9月24日から施行する。

（提案理由）

地方自治法の改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。